

昭和三十九年六月二十六日提出  
質問第一〇号

遺族年金の支給要件緩和に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十九年六月二十六日

提出者 玉置一徳

衆議院議長 船田 中殿

## 遺族年金の支給要件緩和に関する質問主意書

現行の子供に対する遺族年金の支給要件は、十八歳で失権することになっているが、事実上三十歳程度までは経済的に自立することが困難な現状にかんがみ、支給の条件を三十歳程度まで拡大するのが適当であると考えるが、これについてどう考えるか。

右質問する。